個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高山市入札参加資格者名簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	高山市が行う競争入札に参加できる者の確認等のために使用する	
記録項目	１業者連番、２適用日、３連番、４住所区分、５住所区分名称、６商号カナ、７商号漢字、８宛名番号、９郵送番号、１０住所、１１代表区分、１２代表者名、１３電話番号、１４FAX 番号、１５メール、１６登録番号、１７能力区分、１８能力区分名称、１９指名区分、２０指名区分名称、２１経営審査区分、２２経営審査区分名称、２３経営審査点数、２４経営審査開始日、２５経営審査終了日、２６全技術者数、２７その他職員数、２８建設業経理事務士数、２９資本金、３０営業年数、３１年間平均工事高、３２許可区分、３３許可NO、３４許可番号、３	
記録範囲	高山市が行う競争入札に参加できる資格を有する者	
記録情報の収集方法	申請者より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">墓地利用受付事務</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">財務部契約管財課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">墓地利用者管理のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１墓地名、２区画名、３面積、４使用者氏名、５建造者氏名、６使用者住所、７電話番号、８使用許可日、９墓碑建立日、１０備考(返還事項：返還者名・住所・返還年月日・前使用者との続柄等)</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">墓地利用申請者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">墓地利用申請者より収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市財務部契約管財課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登記事務	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	登記のために使用	
記録項目	１結果通知番号、２登記依頼番号、３事業名、４所在、５地番、６地目、７登記面積、８筆数登記の種類、９申請受付年月日、１０申請受付番号、１１備考（登記内容)、１２依頼高山市役所各課、１３担当者、１４	
記録範囲	原課からの登記依頼書	
記録情報の収集方法	登記依頼をする課で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地貸付事務（有償）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	普通財産貸付状況の把握及び貸付料の納入状況確認のために使用	
記録項目	１契約所管、２支払方法（年払・月払・短期貸付)、３貸付先名、４区分（国・県・一般等)、５代表者名、６郵便番号、７住所、８契約番号、９貸付地、１０用途、１１区分（土地・建物)、１２貸付面積、１３貸付期間、１４貸付料、１５納付書表記（必要に応じて)、１６納期限、１７納入方法、１８調定時期、１９調定日、２０調定番号（伝票番号、調定番号)、２１納付書発行時期、２２発行（済・未済)、２３発送先（貸付先住所と異なる場合)、２４納入日	
記録範囲	普通財産借受者	
記録情報の収集方法	普通財産借受申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地貸付事務（無償）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	普通財産貸付状況の把握のために使用	
記録項目	１契約所管、２種別（国・県・一般等）、３契約者、４貸付地、５契約番号、６面積、７区分（無償）、８用途、９貸付期間、１０貸付開始年月日、１１無償根拠条例、１２所管課、１３区分（目的）	
記録範囲	普通財産借受者	
記録情報の収集方法	普通財産借受申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地貸付事務（月極駐車場貸付）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	普通財産貸付状況の把握及び貸付料の納入状況確認のために使用	
記録項目	１貸付駐車場、２区画、３貸付者氏名、４郵便番号、５住所、６電話番号、７駐車料金、８当初調定（月数・金額）、９変更調定（月数、金額）、１０伝票番号、１１納入日	
記録範囲	普通財産借受者	
記録情報の収集方法	普通財産借受申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">行政財産使用許可事務（庁舎目的外使用関係）</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">財務部契約管財課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">行政財産目的外使用許可状況把握のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１許可所管、２許可連番、３団体名、４代表者名、５住所、６使用用途等、７占有面積、８許可期間、９使用料（単価、全体額)、１０減免額（減免基準、減免率)、１１必要経費額</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">行政財産目的外使用者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">行政財産使用許可申請書提出者から収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市財務部契約管財課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人住民税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	１住登区分、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯番号、８宛名番号、９個人番号、１０法人番号、１１世帯情報、１２除票情報、１３資格情報、１４申告区分、１５給与等支払者、１６所得、１７所得控除、１８扶養状況、１９課税標準、２０税額、２１税額控除、２２徴収方法	
記録範囲	個人住民税の納税義務者及び賦課期日現在、高山市内に住所を有する者のうち申告書を提出した者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課及び法務局、所得に関する事項については本人の申告又は税務署から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部税務課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">法人市民税ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">財務部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の賦課事務のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１法人名、２代表者氏名、３本店住所、４本店電話番号、５産業分類、６設立及び解散年月日、７営業所及び支店名、８営業所及び支店住所、９決算日、１０法人税額、１１控除額、１２従業者数、１３資本金等の額、１４関与税理士、１５税額、１６収納額、１７収納日、１８滞納額、１９督促額、２０延滞額</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市の区域内に法人の登記もしくは事業を行っている法人</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">基本的事項については法務局、所得に関する事項については法人の申告又は税務署から収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市財務部税務課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	１住登区分、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯番号、８宛名番号、９個人番号、１０法人番号、１１世帯情報、１２除票情報、１３資格情報、１４法人名、１５代表者氏名、１６本店住所、１７本店電話番号、１８産業分類、１９設立及び解散年月日、２０営業所及び支店名、２１営業所及び支店住所、２２決算日、２３登記情報、２４評価情報、２５課税情報、２６軽減特例減免情報	
記録範囲	納税義務者、納税管理人及び納税通知書の送付先名義人、また、高山市内で事業を営んでいる法人や個人	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、住所地の市区町村長、法務局、登記に関する事項については法務局、償却資産については本人又は法人の申告により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部税務課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	１住登区分、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯番号、８宛名番号、９個人番号、１０法人番号、１１世帯情報、１２除票情報、１３資格情報、１４法人名、１５代表者氏名、１６本店住所、１７本店電話番号、１８産業分類、１９設立及び解散年月日、２０営業所及び支店名、２１営業所及び支店住所、２２決算日、２３車種、２４標識番号、２５課税区分、２６減免区分、２７車名、２８車台番号、２９型式認定番号、３０型式、３１原動機型式、３２年式、３３排気量、３４定置場所、３５初度検査年月、３６燃料の種類、３７グリーン化特	
記録範囲	軽自動車税の納税義務者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、法務局、車両の情報に関する事項については本人又は法人の申告、軽自動車検査協会、飛騨自動車検査登録事務所より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部税務課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">入湯税ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">財務部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の賦課事務のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１住登区分、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯番号、８宛名番号、９個人番号、１０法人番号、１１世帯情報、１２除票情報、１３資格情報、１４法人名、１５代表者氏名、１６本店住所、１７本店電話番号、１８産業分類、１９設立及び解散年月日、２０営業所及び支店名、２１営業所及び支店住所、２２決算日、２３入湯客数、２４課税免除客数、２５税額</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市内で温泉施設を経営している法人や個人</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">基本的事項については高山市役所市民課、法務局、入浴客数の情報に関する事項については本人又は法人の申告より収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市財務部税務課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目18番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">相続人代表者届出控綴り</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">財務部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の賦課事務のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１住登区分、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯番号、８宛名番号、９個人番号、１０法人番号、１１世帯情報、１２除票情報、１３資格情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">相続人代表者届出に記載された者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">基本的事項については高山市役所市民課、相続人の情報に関する事項については本人の申告により収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市財務部税務課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">収納管理ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">財務部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の徴収のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１住登区分、２氏名、３生年月日、４住所、５性別、６続柄、７世帯番号、８宛名番号、９個人番号、１０法人番号、１１世帯情報、１２除票情報、１３資格情報、１４法人名、１５代表者氏名、１６本店住所、１７本店電話番号、１８産業分類、１９設立及び解散年月日、２０営業所及び支店名、２１営業所及び支店住所、２２決算日、２３納付区分、２４賦課額、２５収納額、２６収納日、２７滞納額、２８督促額、２９延滞額、３０金融機関、３１口座種別、３２口座番号、３３口座名義人</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">納税対象者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">基本的事項については高山市役所市民課、法務局、収納に関する情報については指定金融機関等の収納情報により収集、また徴収に関する情報については、納税対象者からの聞き取り等により職員が情報を収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市財務部税務課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宿泊税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	１住登区分、２氏名、３住所、４宛名番号、５個人番号、６法人番号、７法人名、８代表者氏名、９本店住所、１０本店電話番号、１１営業所及び支店名、１２営業所及び支店住所、１３宿泊客数、１４課税免除客数、１５税額、１６宿泊施設情報	
記録範囲	高山市内で宿泊施設を経営している法人や個人	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、飛騨保健所、法務局、宿泊客数の情報に関する事項については本人又は法人の申告より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市財務部税務課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	